

【西ヌサトゥンガラ州政府による感染症予防規則】

令和2年9月15日(総20第92号)
在デンパサール日本国総領事館

- 西ヌサトゥンガラ州政府は、感染症予防にかかる州政府規則を2020年9月14日に施行しました。
- 感染症予防努力義務、感染認知時の通報義務、感染時の措置等が住民に科せられます。
- 違反者に対する警告と行政・刑事両面での課罰内容が明記されています。

規則の概要

- 1 全ての住民は、政府の健康プロトコルに従い、新型コロナウイルスを含む各種感染症の拡大を未然に防止しなければならない。
- 2 全ての住民は、感染者又は感染疑い者を認知した場合には通報しなければならない。
- 3 自身が感染症にかかった場合は、回復するまで治療を受けなければならない。
- 4 違反者は、書面での警告を受け取り、行政罰として50万インドネシアルピアの罰金、刑事罰として6ヶ月間の禁固又は5,000万インドネシアルピアの罰金が科せられる。
- 5 規則詳細については、西ヌサトゥンガラ州政府 HP(https://jdih.ntbprov.go.id/sites/default/files/produk_hukum/Perda%20Nomor%207%20Tahun%202020%20ttg%20Penanggulangan%20Penyakit%20Menular_0.pdf)を参照願います。